『支払調書入力』

『配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書』を作成するための情報を入力します。 1つの支払先に対して、9枚まで支払調書が登録できます。



<項目説明>

税務署提出区分

「自動判断」を選択した場合、提出基準により自動的に提出の判断をおこないます。

Point <判断基準について >

同一の人に対する利益配当の支払金額が10万円(中間配当がおこなわれた場合は、中間配 当・利益配当ともに5万円)以上の場合、「税務署への提出」欄に"する"と表示されます。

配当等の金額

「1株又は出資1口当たりの配当(分配)金額・旧株」×「旧株(出資・基金)+「1株又は出資1口 当たりの配当(分配)金額・新株」×「新株(出資・基金)」が表示されます。(数字11桁以内)

源泉徴収税額

<「課税区分」が"普通税率適用分"の場合>

・『11.支払確定日・配当(分配)金額入力』の「復興特別所得税・源泉徴収税額に併せて計算」を選択 していない場合

「配当金額」×20%

・『11.支払確定日・配当(分配)金額入力』の「復興特別所得税・源泉徴収税額に併せて計算」を選択 してる場合

「配当金額」×20.42%

円未満切り捨て

<「課税区分」が"軽減税率適用分"又は"非課税"の場合>

0が表示されます。表示されている金額を訂正することもできます。(数字11桁以内)

『13.合計表入力』

『配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書合計表』を作成するための情報を入力します。 『12.支払調書入力』で入力しているデータを基に集計して作成します。 【顧問先基本情報】『11.支払確定日・配当(分配)金額入力』からも情報が転記されます。

